

資料 3

令和3年度介護保険制度改正に伴う市条例の対応について (国の基準省令が改正されることに伴い、市条例を改正)

主な条例改正の内容 (全サービス共通事項に関するもの)

項目	内容	留意事項及び関連する通知等
①感染症対策の強化 【経過措置期間3年】	感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練等の実施を義務付けます。(R6.3.31まで努力義務)	◎「指定地域密着型サービス及び指定密着型介護予防サービスに関する基準について」 基本的な考え方や対応すべき内容が項目ごとに記載されていますので、参照すべきガイドラインやマニュアル等もそれぞれ示されているため、あわせて確認してください。
②業務継続に向けた取組の強化 【経過措置期間3年】	感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練等の実施を義務付けます。(R6.3.31まで努力義務)	
③高齢者虐待防止の推進 【経過措置期間3年】	虐待の発生及び再発防止のため、委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらを実施するための担当者を定めることを義務付けます。(R6.3.31まで努力義務)	
④ハラスメント対策の強化 ※経過措置無し	介護サービス事業所の適切なハラスメント対策を強化する観点から、すべての介護サービス事業所に、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策を求めます。	◆ハラスメント対策には経過措置がありません。 ハラスメント対応は、男女雇用機会均等法において義務付けられています。
⑤会議や多職種連携におけるICTの活用	運営基準において実施が求められる各種会議等について、テレビ電話等を活用しての実施を認めます。(利用者等が参加して実施するものは、利用者等の同意が必要)	◆運営推進会議や各種委員会等がテレビ電話装置等を活用して開催できますが、リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器を使用し、個人情報に留意することが要件となります。
⑥利用者への説明・同意等に係る見直し	利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等の利用者へ書面で説明・同意をおこなうものについて電磁的記録による対応を原則認めます。(電磁的方法での文書の取扱いは、事前に利用者又は家族等の承諾を得る必要があります。電磁的方法の範囲についても解釈通知を確認してください)	◆電磁的方法での文書の取扱いについては、事前に利用者又はその家族等の承諾を得る必要があります。電磁的方法の範囲についても解釈通知に例示されていますので確認してください。 ◆個人情報についても配慮が必要となりますので、個人情報に係るガイドラインを必ず確認してください。
⑦記録の保存等に係る見直し	介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、諸記録の保存、交付等について、適切な個人情報の取扱いを求めたうえで、電磁的な対応を原則認めます。(市条例：5年間保存)	◎「指定地域密着型サービス及び指定密着型介護予防サービスに関する基準について」 ◎「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び...実施上の留意事項について」
⑧運営規程等の掲示に係る見直し	利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、運営規定等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形(ファイル等)で備えおくことを可能とします。	
⑨科学的介護情報システム(LIFE)の活用とPDCAサイクルの推進	全てのサービスについて、科学的介護情報システム(LIFE)を活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨します。	◆科学的介護情報システム(LIFE)の活用等が要件となる科学的介護推進体制加算の算定をする場合には、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び...実施上の留意事項について」も参照してください。 ◎「指定地域密着型サービス及び指定密着型介護予防サービスに関する基準について」 ◎「科学的介護情報システム(LIFE)の活用等について」

※関連する通知等について・・・基本的な考え方や対応すべき内容が項目ごとに記載されていますので、参照すべきガイドラインやマニュアル等もそれぞれ示されているため、あわせて確認してください。